

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 13 号

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例

吾妻連峰と阿武隈高地に囲まれた盆地に、信夫山や花見山などの里山が点在し、木々の緑や田、くだもの畑が広がる田園風景は、市民の誇りであり、心に刻み込まれたふるさとの光景です。森林や田畑に恵まれた郷土の自然環境は、災害から市民を守り、水資源を涵養^{かん}し、また、多様な生物や歴史・文化を育くむ場となってきました。

しかしながら、近年、山あい到大規模太陽光発電や風力発電の施設設置が相次ぎ、ふるさとの自然環境が失われつつあります。それにより、保水機能の低下によって災害の発生や水不足が危惧され、住処を追われた野生動物が里に出て被害を与えるなど、地域の安全安心に対する市民の懸念が高まっています。また、市民が親しんできた美しい山々や田園風景といったふるさとの景観が損なわれるおそれがあります。

気候変動の影響から豪雨等による災害が多発する中、ゼロカーボンに向けた取組は加速していかなければなりません。ゼロカーボンの実現のために郷土を犠牲にすることはできません。私たちには、美しく豊かで安全安心なふるさとを将来世代へと継承していく責任があります。

福島市は、令和5年8月31日「ノーモア・メガソーラー宣言～地域共生型の再エネ推進の決意を込めて～」を宣言し、山地への大規模太陽光発電施設の設置は望まないとする一方、地域共生型の再生可能エネルギーの導入には積極的に取り組むことを表明しました。

しかし、その後も山地への再生可能エネルギー発電施設の設置を目指す動きは絶えず、このままではふるさとの崩壊を招きかねません。

このため、本条例に再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関し必要な事項を定め、美しく豊かで安全安心な環境を守り、次世代へと継承しながら、ゼロカーボンに向けた取組を推進することとします。

（目的）

第1条 この条例は、再生可能エネルギー発電施設の適切な設置、管理等に関して必要な事項を定めることにより、災害の防止、水資源の涵養、景観と歴史文化の保全、生息生物の保護、獣害の防止等を図り、もって、市民の生命及び財産を守り、市民が誇りに思う本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐとともに、ゼロカーボンの実現に資する適正な再生可能エネルギー発電施設の導入を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電施設 太陽光発電施設及び風力発電施設をいう。
- (2) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための施設及びその附帯設備で、出力が10キロワット（2以上の施設を同一事業区域に設置する場合にあっては、当該施設の出力の合計が10キロワット）以上のものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により重要文化財に指定された建造物、同法第57条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された建造物、福島県文化財保護条例（昭和45年福島県条例第43号）第4条第1項の規定により福島県指定重要文化財に指定された建造物及び福島市文化財保護条例（昭和34年条例第7号）第3条第1項の規定により福島市指定有形文化財に指定された建造物を除く。以下この条において同じ。）に設置されるもの
 - イ 工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第1号の環境施設として設置されるもの
 - ウ その他市長が別に定めるもの
- (3) 風力発電施設 風力を電気に変換するための施設及びその附帯設備をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 建築基準法第2条第1号に規定する建築物に設置されるもの

イ その他市長が別に定めるもの

- (4) 発電事業 再生可能エネルギー発電施設を設置（再生可能エネルギー発電施設を設置するための竹木の伐採、盛土、切土、埋立て等の造成を含む。以下同じ。）する事業若しくは再生可能エネルギー発電施設により電気を得る事業又はその両方をいう。
- (5) 発電事業者 発電事業を実施する者をいう。
- (6) 事業区域 発電事業を行う一団の土地（再生可能エネルギー発電施設に附属する管理施設、緩衝帯等に係る土地を含む。）をいう。ただし、規則で定めるところにより一体的な土地利用と認められる区域は、事業区域に含めるものとする。
- (7) 近隣住民等 次に掲げる者をいう。

ア 事業区域の境界からおおむね300メートル以内の区域（以下「近隣区域」という。）に居住し、又は近隣区域に土地若しくは建物を所有する者。ただし、市長が必要と認める場合は、当該距離を再生可能エネルギー発電施設の規模に応じて市長が別に定める距離とすることができる。

イ 賃借権、地上権、地役権その他の権原により、近隣区域の土地又は建物を使用する者

ウ 事業区域において土砂災害その他自然災害が発生した場合に、その影響を受けるおそれがある者として市長が認める者

エ 発電事業の実施により生活環境に影響を受けるおそれがある者として市長が認める者

オ 発電事業の実施により影響を受けるおそれがある観光業、農林水産業その他の事業を営む者

カ 近隣区域をその区域に含み、又は近隣区域に隣接する町会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。）の代表者及びその構成員

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講ずるものとする。

- 2 市は、再生可能エネルギー発電施設の設置又はその計画が、本市の区域外であっても市域に影響を及ぼすおそれがある場合は、この条例の目的達成のため、周辺自治体に協力を求める等必要な措置を講ずるものとする。

（発電事業者の責務）

第4条 発電事業者は、関係法令及びこの条例を遵守するとともに、災害の防止並びに自然環境及び景観の保全のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 発電事業者は、近隣住民等との良好な関係を構築するよう努めるものとする。
- 3 発電事業者は、発電事業に関する苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもってその解決をするよう努めるものとする。

(太陽光発電施設の禁止区域)

第5条 発電事業者は、事業区域の全部又は一部に次に掲げる区域のいずれかを含む場合には、太陽光発電施設を設置してはならない。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地
- (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (5) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の規定により指定された洪水浸水想定区域のうち家屋の流失又は倒壊をもたらすような氾濫等が発生するおそれがある区域として河川管理者が定める区域
- (6) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域
- (7) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画において定められた森林の区域及び同法第25条第1項の規定により指定された保安林
- (8) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園に該当する区域
- (9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区
- (10) 文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財に指定された建造物及び同法第57条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された建造物並びに同法第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の区域
- (11) 福島県文化財保護条例第4条第1項の規定により福島県指定重要文化財に指定された建造物及び同条例第24条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の区域
- (12) 福島市文化財保護条例第3条第1項の規定により福島市指定有形文化財に指定された建造物及び同条例第15条第1項の規定により指定された市指定史跡名勝天然記念物の区域
- (13) 福島市水道水源保護条例（平成14年条例第37号）第6条第1項の規定により指定された水源保護地域
- (14) 福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年条例第42号）第2条第1項に規定する風致地区

- (15) 特に景観を保全することが必要な区域として市長が別に定める区域
- (16) 前各号に定めるもののほか、土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域
(風力発電施設の禁止区域)

第6条 発電事業者は、事業区域の全部又は一部に次に掲げる区域のいずれかを含む場合には、風力発電施設を設置してはならない。

- (1) 前条第1号から第4号まで、第9号、第13号及び第16号に掲げる区域
- (2) 前条第13号に掲げる区域の境界から設置しようとする風力発電施設の最高地上高に相当する距離以内の区域
(事前協議)

第7条 第10条第2項の規定による許可の申請をしようとする者は、当該申請をする前に、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー発電施設の設置に関する計画の概要（以下「設置計画概要」という。）を市長に提出するとともに、当該設置計画概要について市長と協議（以下「事前協議」という。）しなければならない。

（近隣住民等への説明及び意見の聴取）

第8条 発電事業者は、事前協議が完了した場合は、規則で定める方法により、設置計画概要を公表しなければならない。

- 2 発電事業者は、前項の規定により設置計画概要を公表した日の翌日から起算して14日を経過した日以後に、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し当該設置計画概要に係る説明会を開催し、その内容を説明しなければならない。この場合において、発電事業者は、近隣住民等の理解が得られるよう努めなければならない。
- 3 近隣住民等は、前項の説明会が終了した日の翌日から起算して30日を経過するまでの間、発電事業者に対し当該設置計画概要に係る意見を記載した意見書を提出することができる。
- 4 発電事業者は、第2項の説明会における参加者の意見及び前項の規定により提出された意見（次項において「意見」という。）に対し、必要に応じて近隣住民等と協議するとともに、誠実に回答しなければならない。
- 5 発電事業者は、前項の規定による協議及び回答の内容（意見がなかったときは、その旨）を記載した書面（以下「回答等報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

（費用の確保）

第9条 発電事業者は、発電事業を実施するときは、次に掲げる費用を確保しなければならない。

- (1) 再生可能エネルギー発電施設及び事業区域の維持管理に要する費用

- (2) 再生可能エネルギー発電施設を撤去するために必要な費用その他発電事業の廃止に要する費用
(設置許可)

第10条 発電事業を行おうとする者は、あらかじめ、市長の許可（以下「設置許可」という。）を受けなければならない。

- 2 設置許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、第8条第5項の規定により回答等報告書を提出した日の翌日から起算して1年以内に市長に設置許可の申請をしなければならない。

(許可基準)

第11条 市長は、設置許可の申請があったときは、当該申請に係る再生可能エネルギー発電施設が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。

- (1) 事業区域の全部又は一部に禁止区域（太陽光発電施設を設置する場合にあっては第5条各号に掲げる区域を、風力発電施設を設置する場合にあっては第6条各号に掲げる区域をいう。）を含まないこと。
- (2) 自然環境を保護するための措置が、規則で定める基準に適合していること。
- (3) 景観を保全するための措置が、規則で定める基準に適合していること。
- (4) 反射光、騒音等による近隣住民等の生活環境への被害を防止するための措置が、規則で定める基準に適合していること。
- (5) 防災上必要な措置が、規則で定める基準に適合していること。
- (6) 造成を行う場合は、当該造成が規則で定める基準に適合していること。
- (7) 雨水排水施設等が、規則で定める基準に適合していること。
- (8) 道路、河川、水路その他公共の用に供する施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないものとして、規則で定める基準に適合していること。
- (9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）その他関係法令の基準に適合していること。
- (10) 申請者が不正の行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。
- (11) 申請者（申請者が法人の場合は、その代表者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- 2 市長は、設置許可に、災害の防止、良好な景観及び自然環境等の保全並びに地域との調和に関して必要な条件を付すことがで

きる。

（標識の設置）

第12条 設置許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該設置許可を受けた発電事業（以下「許可事業」という。）を実施している間、その事業区域において、公衆の見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。

（関係書類の保存及び閲覧）

第13条 許可事業者は、設置許可を受けている間、この条例の規定により市長に提出した書類の写しを保存しなければならない。

2 許可事業者は、設置許可を受けている間、近隣住民等の求めに応じ、前項の書類の写し並びに第20条第2項に規定する維持管理計画及び保守点検の記録を、規則で定める方法により、閲覧させなければならない。

（設置工事着手届）

第14条 許可事業者は、再生可能エネルギー発電施設の設置の工事（以下「設置工事」という。）に着手しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、着手する日の14日前までにその旨を市長に届け出なければならない。

（設置工事完了届）

第15条 許可事業者は、設置工事を完了したときは、規則で定めるところにより、完了した日の翌日から起算して14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（完了検査）

第16条 許可事業者は、次に掲げるときは、規則で定めるところにより、検査を受けなければならない。

(1) 設置工事のうち造成等が完了したとき。

(2) 設置工事の全てが完了したとき。

2 市長は、前項の検査を実施したときは、当該検査を完了した日の翌日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、検査の結果を許可事業者に通知するものとする。

（変更許可）

第17条 許可事業者は、設置許可に係る内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、市長の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、軽微な変更その他の変更で規則で定めるものについては、この限りでない。

2 第7条から前条までの規定（第10条第1項を除く。）は、変更許可について準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、第26条第2項の規定により当該許可事業の一部に係る許可事業者の地位を承継した相続人は、規

則で定める日までに変更許可を受けなければならない。この場合において、第9条から前条までの規定（第10条を除く。）を準用する。

4 前2項の規定により準用される第14条及び第15条の規定による届出並びに前条第1項の検査は、市長が認める場合は省略することができる。

5 許可事業者は、第1項ただし書に規定する規則で定める変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

6 許可事業の一部の承継に係る変更許可があった場合において、当該許可事業の一部を承継した者は、新たに設置許可を受けた者とみなす。

（非常時の連絡先の公表）

第18条 許可事業者は、再生可能エネルギー発電施設を設置する場合は、当該再生可能エネルギー発電施設に係る災害の発生等に備えた連絡体制その他規則で定める事項について、あらかじめ公表しなければならない。

（定期報告）

第19条 許可事業者は、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、年度ごとに市長に報告しなければならない。

(1) 再生可能エネルギー発電施設及び事業区域の前年度の維持管理の状況

(2) 再生可能エネルギー発電施設の撤去費用の確保の状況

(3) 第11条に規定する基準及び条件に適合している状況

2 前項の規定による報告は、許可事業を廃止するまで行わなければならない。

（維持管理及び保守点検）

第20条 許可事業者は、規則で定める維持管理に関する基準に従って、再生可能エネルギー発電施設及び事業区域を安全かつ良好な状態で維持するよう管理しなければならない。

2 許可事業者は、前項の規定による管理に必要な維持管理計画を定め、再生可能エネルギー発電施設に係る保守点検を実施し、及び記録し、並びに当該記録を保管しなければならない。

（事故等の報告）

第21条 許可事業者は、事故又は土砂災害その他の災害により、事業区域内の再生可能エネルギー発電施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合は、直ちに当該再生可能エネルギー発電施設の復旧、環境保全その他必要な措置を講ず

るとともに、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない。

（撤去開始届）

第22条 許可事業者は、許可事業に係る再生可能エネルギー発電施設を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（撤去完了届）

第23条 許可事業者は、許可事業に係る再生可能エネルギー発電施設の撤去が完了したときは、撤去が完了した日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（許可事業の廃止）

第24条 許可事業者は、許可事業に係る再生可能エネルギー発電施設の撤去を完了し、前条の規定による届出の後でなければ、許可事業を廃止することができない。

2 許可事業者は、許可事業を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 許可事業が廃止されたときは、当該許可事業に係る設置許可（変更許可を含む。）は、その効力を失う。

（原状回復）

第25条 許可事業者は、前条の規定により許可事業を廃止したときは、当該事業区域を原状に回復するよう努めなければならない。

（地位の承継等）

第26条 許可事業者が許可事業の全部を譲渡し、又は許可事業者について相続、合併若しくは分割（当該許可事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、当該許可事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該許可事業の全部を承継した法人は、許可事業者の地位を承継する。

2 許可事業者について相続（当該許可事業の一部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人は、相続のあった日から第17条第3項の規則で定める日までの間において、当該許可事業の一部に係る許可事業者の地位を承継する。この場合において、当該期間内に同項の変更許可の申請をした相続人にあつては、相続の日から当該申請に係る処分の日までの間において、当該許可事業の一部に係る許可事業者の地位を承継するものとする。

3 前2項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（報告の徴収）

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、許可事業者に対して報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入検査）

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして許可事業者その他当該許可事業に係る整備、運営等を行う事業者に対し、その事務所若しくはその事業区域に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による検査（以下「立入検査」という。）を実施する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導及び助言）

第29条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、発電事業者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告）

第30条 市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

- (1) 設置許可を受けないで、発電事業を実施する者
- (2) 設置許可及び変更許可の内容に適合しない発電事業を実施する者
- (3) 変更許可を受けずに、設置許可の内容を変更して発電事業を実施する者
- (4) 第19条第1項の規定による定期報告を行わず、又は定期報告について虚偽の報告をした者
- (5) 第20条の規定による維持管理又は保守点検を行わない者
- (6) 第21条の規定による事故等の報告を行わず、又は事故等の報告について虚偽の報告をした者
- (7) 第27条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は報告若しくは資料の提出について虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (8) 第28条の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (9) 許可事業に係る再生可能エネルギー発電施設に起因して災害が発生し、若しくは災害の被害が拡大し、又は自然環境若しくは生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認める場合において、当該許可事業を実施している者

（措置命令）

第31条 市長は、前条の勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、その勧告に係る措置を講ず

るよう命ずることができる。

（違反事実の公表等）

第32条 市長は、前条の規定による措置命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、その旨並びに当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されるべき者に対しその理由を通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

（許可の取消し）

第33条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、設置許可及び変更許可を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。

(2) 設置許可又は変更許可を受けた内容に適合しない発電事業を実施し、生命、財産、環境等に重大な被害を与えるおそれがあるとき。

(3) 第11条第2項（第17条第2項及び第3項の規定により準用する場合を含む。）の条件に反するとき。

(4) 設置許可を受けた日の翌日から起算して1年を経過した日までに当該許可事業に着手しなかったとき。

(5) 設置許可を受けた日の翌日から起算して5年を経過した日までに当該再生可能エネルギー発電施設が稼働しなかったとき。

(6) 変更許可を受けた日の翌日から起算して1年（工事を伴う変更の場合は5年）を経過した日までに当該変更許可の内容を実施しなかったとき。

(7) 第31条の規定による措置命令に従わなかったとき。

2 許可事業者は、前項の規定により設置許可を取り消されたときは、速やかに当該再生可能エネルギー発電施設を撤去しなければならない。

3 許可事業者は、第1項の規定により変更許可を取り消されたときは、速やかに当該変更許可に係る変更前の原状に回復しなければならない。

（審議会への諮問）

第34条 市長は、必要と認める場合は、福島市環境審議会条例（平成8年条例第16号）第1条に規定する審議会に諮問し、意見を聴くことができる。

（手数料）

第35条 設置許可又は変更許可を受けようとする者は、申請の際に別表に定める額の手数料を納付しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。

(情報の開示)

第36条 市長は、第7条の規定により提出された設置計画概要、第8条第5項の規定により提出された回答等報告書、第10条第1項の規定による設置許可の内容、第14条、第15条、第17条第5項、第22条、第23条、第24条第2項及び第26条第3項の規定による届出の内容、第17条第1項又は第3項の規定による変更許可の内容、第19条第1項及び第21条の規定による報告の内容、第27条の規定による報告又は提出資料の内容並びに第33条第1項の規定により設置許可又は変更許可を取り消した場合における当該者の氏名又は名称を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表において、公表する内容に福島市情報公開条例（平成10年条例第1号）第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 発電事業者は、回答等報告書を、規則で定めるところにより、公表しなければならない。

4 許可事業者は、第10条第1項の規定により設置許可を受けた旨、第14条、第15条、第17条第5項、第22条、第23条、第24条第2項及び第26条第3項の規定による届出の内容、第17条第1項又は第3項の規定により変更許可を受けた旨、第27条の規定による報告又は提出資料の内容のうち市長が必要と認めるもの並びに第19条第1項及び第21条の規定による報告の内容を、規則で定めるところにより、公表しなければならない。

5 発電事業者は、設置工事の進捗、再生可能エネルギー発電施設の稼働状況等を公表するよう努めるものとする。

6 発電事業者は、この条例の規定により公表する書類等に個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項の個人情報をいう。ただし、当該発電事業者に係る個人情報を除く。以下同じ。）が含まれている場合は、当該個人情報が第三者に明らかとならないよう必要な措置を講じた上で公表しなければならない。

(国又は地方公共団体の特例)

第37条 国又は地方公共団体（以下「国等」という。）が発電事業を実施しようとするときは、第7条から前条までの規定は適用しない。この場合において、国等は、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

2 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、国等に対し、再生可能エネルギー発電施設等の設置等に関して報告を求めることができる。

3 市長は、前項の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、当該報告をした国等に対し、必要な要請を

することができる。

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用関係)

2 第5条から第18条まで、第19条第1項第2号及び第3号、第20条、第24条第1項及び第3項、第26条、第30条第1号から第3号まで、第33条、第35条並びに第36条(第5項を除く。)の規定は、この条例の施行の日前に設置工事に着手した再生可能エネルギー発電施設(以下「既存施設」という。)については、適用しない。この場合において、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条第1項(第2号及び第3号を除く。)	許可事業者	この条例の施行の日前に設置工事に着手した再生可能エネルギー発電施設に係る発電事業(以下「既存事業」という。)を行う者(以下「既存事業者」という。)
第19条第2項	許可事業	既存事業
第21条	許可事業者	既存事業者
第22条、第23条及び第24条第2項	許可事業者	既存事業者
	許可事業	既存事業
第25条	許可事業者	既存事業者
	前条の規定により許可事業	既存事業
第27条	許可事業者	既存事業者
第28条第1項	許可事業者	既存事業者
	許可事業	既存事業

第 30 条第 4 号	第 19 条第 1 項	第 19 条第 1 項（第 2 号及び第 3 号を除く。）
第 30 条第 5 号	第 20 条	附則第 9 項
	維持管理又は保守点検	維持管理
第 30 条第 9 号	許可事業	既存事業

（既存施設等の届出）

3 既存施設に係る発電事業（以下「既存事業」という。）を行う者（以下「既存事業者」という。）は、令和 7 年 9 月 30 日までの間に、規則で定めるところにより、当該既存施設について市長に届け出なければならない。

4 既存事業者が、前項の規定による届出の内容を変更するときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

5 次項の規定により既存事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
（既存事業者の地位の承継）

6 既存事業者が当該既存事業の全部若しくは一部を譲渡し、又は既存事業者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該既存事業の全部若しくは一部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該既存事業の全部若しくは一部を承継した法人は、当該既存事業の全部又は一部に係る既存事業者の地位を承継する。
（既存施設の標識の設置）

7 既存事業者は、令和 7 年 12 月 28 日までの間に、規則で定めるところにより、既存施設の事業区域内の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。
（既存施設の非常時の連絡先の公表）

8 既存事業者は、既存施設に係る災害の発生等に備えた連絡体制その他規則で定める事項について、公表しなければならない。
（既存施設の維持管理）

9 既存事業者は、既存施設及びその事業区域において、土砂の流出等が発生しないよう適正な維持管理をしなければならない。
（検討）

10 市長は、この条例の施行の日から少なくとも 3 年ごとに、この条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第35条関係）

種類		金額
事務	名称	
1 設置許可の申請に対する審査	設置許可申請手数料	1 件につき 次の各号に掲げる事業区域の面積に応じ、当該各号に定める額 (1) 0.1ヘクタール未満 13,000円 (2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 3万円 (3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 65,000円 (4) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 12万円 (5) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満 20万円 (6) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満 27万円 (7) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満 34万円 (8) 10ヘクタール以上 48万円
2 変更許可の申請に対する審査	変更許可申請手数料	1 件につき 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が48万円を超えるときは、その手数料の額は、48万円とする。 (1) 再生可能エネルギー発電施設に関する設計の変更（次号のみに該当する場合を除く。）については、事業区域の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の事業区域の面積、事業区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の事業区域の面積）に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 (2) 新たな土地の事業区域への編入する変更については、新たに編入される事業区域の面積に応じ前項に規定する額 (3) 前2号以外の変更については、1万円